

Global Mobility Services bulletin

August 2025

インドネシアにおける個人所得税の資産申告要件の拡充について、確定申告の準備はできていますか？

租税総局は、コアタックスシステム（CTAS）の運用に合わせて租税総局長令2025年第11号（PER-11/PJ/2025）を2025年5月22日付で施行した。この規定では、2025年度の確定申告書（SPT）において個人納税者に、より詳細な資産情報の申告を求めるべく、新たな資産カテゴリーが導入された。

従来は、確定申告書のガイドラインで定められた限られた数の資産コードを除き、申告対象となる資産や負債に関する詳細なガイダンスが存在しなかった。そのため、インドネシアに所在する資産のみ申告すれば足りるものと認識する納税者もいるなど、個々の解釈に基づいた申告が行われていた。PER-11では資産の定義がより明確化され、事業目的あるいは個人目的で使用される全資産、すなわち有形・無形、動産・不動産、また所在場所が国内・海外に関わらず、申告の対象とされている。

PER-11では資産コードの改訂および追加がされ、個人資産に関するより詳細な情報の申告が求められている。個人納税者はこの要件を満たすため、資産を以下のように7つのカテゴリーに分けて申告することが義務付けられた。

- 1. 現金および現金同等物** — 現金、普通預金、定期預金、電子マネー、小切手、コマーシャル・ペーパーおよび同様の金融商品
- 2. 債権** — 売掛金、関連当事者に対する債権、その他の債権残高
- 3. 投資/証券** — 株式、社債、投資信託、デリバティブ、保険証券（ユニット・リンク保険を含む）、暗号資産およびその他の金融投資

- 4. 動産** — オートバイ、乗用車、バス、その他の車両、飛行機、船舶およびその他の類似資産
- 5. 不動産** — 土地、住宅および事務所、アパート、賃貸物件およびその他の関連資産
- 6. その他の資産** — 特許権、ロイヤルティ、商標権、非代替性トークン（NFT）、金（金塊・宝飾品）、宝石、美術品、骨董品、事業用在庫、その他の貴重品
- 7. 資産概要** — 上記1から6の項目欄で記載されたすべての資産とその評価額の合計を記載

納税者にとって何を意味するのか？

新たな要件は合理的であり、納税者が確定申告書を作成する際により明確なものとなった。しかし、従来の資産申告の要件は2000年から導入され、すでに25年以上にわたり実施されていることを踏まえると、納税者は過去に申告済みの資産の内容を、今回導入された新しい資産区分や資産コードに整合させ再分類し、また従来は申告していなかった情報を申告する必要性が生じ、困難に直面する可能性がある。これは、今後数年間において税務署からの問い合わせの増加につながり、最終的には多くの納税者が過去の確定申告の修正を余儀なくされるおそれがある。

これらの資産の申告は、すべての個人納税者に対して例外なく必須とされており、新たな規定に基づき確定申告をする前に、完全に最新のものであるか確認することを推奨する。

付録

旧規定と新規定の比較表

A. 資産

番号	資産種類	旧コード	新コード	項目	申告すべき情報	
					旧規定	新規定における追加事項
1	現金および現金同等物	011	0101	現金（紙幣／硬貨）	- 資産コード - 資産の種類 - 取得年 12月31日時点の残高 - 備考（例：銀行名、原通貨建て金額）	- 口座番号 - 口座名義 - 銀行名 - 資産の所在地 - 備考（自主開示プログラム(PPS)に関連している場合のみ記入）
		012	0102	預金（銀行／その他金融機関）		
		013	0103	当座預金		
		014	0104	定期預金		
		-	0105	電子マネー		
		-	0106	小切手		
		-	0107	受取手形		
		-	0108	コマーシャル・ペーパー		
		019	0109	その他の現金同等物		
2	債権	-	0201	売掛金	- 資産コード - 資産の種類 - 債権の発生年 12月31日時点の債権金額 - 備考	- 債務者の所在地 - 債務者名と納税者番号（NPWP） - 外貨建て売掛金の場合、その売掛金が認識された日の為替レートを用いてIDRに換算 - 備考（自主開示プログラム(PPS)に関連している場合のみ記入）
		022	0202	関連者に対する債権		
		029	0209	その他の債権		

番号	資産種類	旧コード	新コード	項目	申告すべき情報	
					旧規定	新規定における追加事項
3	投資/ 証券	031	0301	売買目的株式	- 資産コード - 資産の種類 - 取得年 - 取得価額 - 備考（例：証券名、原通貨建て金額）	- 資産の所在地 - 銀行／証券会社／金融機関／投資の受領者名および納税者番号（NPWP） - 口座番号 - 取得価額（外貨建ての場合、資産の取得日の為替レートを用いてIDRに換算） 12月31日時点の時価（基準となる価格がない場合、資産の価額は以下のいずれか） - 公的機関による鑑定評価額 - 租税総局による評価額（納税者からの依頼がある場合） - 納税者による公正価値評価額 - 外貨建て投資・証券の場合、12月31日時点の為替レートを用いてIDRに換算 - 備考（自主開示プログラム（PPS）に関連している場合のみ記入）
		032	0302	非上場株式		
			0303	上場株式		
		033	0304	社債		
		034	0305	インドネシア政府国債		
		035	0306	その他の債券		
		-	0307	集団投資信託		
		037	0308	デリバティブ金融商品		
		038	0309	株式以外の形態による他の法人への投資		
		-	0310	保険		
		-	0311	ユニット・リンク保険		
		039	0399	その他の投資（暗号資産、信託財産等）		

番号	資産種類	旧コード	新コード	項目	申告すべき情報	
					旧規定	新規定における追加事項
4	動産	041	0401	自転車	- 資産コード - 資産の種類 - 取得年 - 取得価額 - 備考（例：車両の所有証明書の番号）	- 車両の種類およびブランド（メーカー） - 車両登録番号／ナンバープレート番号 - 所有者(本人名義または他人名義、他人名義の場合は、当該他人の氏名および納税者番号を申告) - 取得価額（外貨建ての場合、資産の取得日の為替レートを用いてIDRに換算） 12月31日時点の時価は以下のいずれか - 政府が定めた価格（例：販売価格） - 公的機関による鑑定評価額 - 租税総局による評価額（納税者からの依頼がある場合） - 納税者による公正価値評価額 - 外貨建て資産の場合、12月31日時点の為替レートを用いてIDRに換算 - 備考（自主開示プログラム（PPS）に関連している場合のみ記入）
		042	0402	オートバイ		
		043	0403	乗用車		
		-	0404	バス		
		-	0405	貨物車両（トラック、ボックス型トラック等）		
		-	0406	特殊用途車両（トラクター、ロードローラ、フォークリフト、掘削機、クレーン車等）		
		-	0407	電車		
		054	0408	飛行機		
		-	0409	小型船舶		
		-	0410	機械		
		-	0411	カート		
		054	0412	ヨット		
		059	0499	その他の動産		

番号	資産種類	旧コード	新コード	項目	申告すべき情報	
					旧規定	新規定における追加事項
5	不動産	-	0501	土地（更地）	- 資産コード - 資産の種類 - 取得年 - 取得価額 - 備考（例：物件の所有証明書番号）	- 資産の所在地 - 物件の面積（平方メートル単位） - 所有権の取得方法・資金源 - 証明書番号 - 取得価額（外貨建ての場合、資産の取得日の為替レートを用いてIDRに換算） 12月31日時点の時価は以下のいずれか - 政府が定めた価格（例：販売価格） - 公的機関による鑑定評価額 - 租税総局による評価額（納税者からの依頼がある場合） - 納税者による公正価値評価額 - 外貨建て資産の場合、12月31日時点の為替レートを用いてIDRに換算 - 備考（自主開示プログラム（PPS）に関連している場合のみ記入）
		061	0502	住宅用の土地建物		
		-	0503	アパート		
		-	0504	大型船舶		
		063	0505	林業、農業用の土地または敷地		
		062	0506	商工業用の土地・建物（店舗、工場、倉庫等）		
		-	0507	賃貸用土地および、または建物		
		069	0509	その他の不動産		

番号	資産種類	旧コード	新コード	項目	申告すべき情報	
					旧規定	新規定における追加事項
6	その他の資産	071	0601	特許権	- 資産の種類 - 取得年 - 取得価額 - 備考	- 資産の所在地 - 所有権証明書番号/管理番号 - 追加情報（特許権・ロイヤルティ・商標権またはライセンスの名前、金塊の重量等） - 取得価額（外貨建ての場合、資産の取得日の為替レートを用いてIDRに換算） 12月31日時点の時価は以下のいずれか - PT Antamが公表した金および銀の価格 - 公的機関による鑑定評価額 - 租税総局による評価額（納税者からの依頼がある場合） - 納税者による公正価値評価額 - 外貨建て資産の場合、12月31日時点の為替レートを用いてIDRに換算 - 備考（自主開示プログラム（PPS）に関連している場合のみ記入）
		072	0602	ロイヤルティ		
		073	0603	商標権		
		079	0699	その他の無形資産（非代替性トークン（NFT）等）		
		051	0701	金塊		
			0702	宝飾品（金）		
		052	0703	貴金属塊（金以外）		
			0704	宝飾品（金以外）		
			0705	宝石（ダイヤモンド、宝石類等）		
		053	0706	美術品および骨董品		
		054	0707	専門的なスポーツ用品		
		055	0708	電子機器		
		-	0709	家庭用家具		
		-	0710	オフィス用事務機器		
		054	0711	ジェットスキー		
		023	0712	事業用在庫		
		-	0799	その他の資産（ゴルフ会員権等）		

負債

負債に関しては負債コードや分類に変更はない。

ただし、新たな規定では以下の追加情報が求められる。

申告すべき情報	
旧規定	新規定における追加事項
- 負債コード - 負債の種類 - 負債の発生年 12月31日時点の負債残高 - 備考（例：銀行名、原通貨建て金額）	- 債権者の氏名および納税者番号 - 債権者の居住国 - 備考（自主開示プログラム（PPS）に関連している場合のみ記入）

お問合せ先

KPMG Advisory Indonesia

税務サービス

34th Floor Jakarta Mori Tower
40-41, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話: +62 (0) 21 570 4888

Abraham Pierre

Head of Tax

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

ジャパンドesk

三竿 祥之

Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

橋本 洋一

Yoichi.Hashimoto@kpmg.co.id

kpmg.com/id

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2025 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.